【資料１０】三重県人権保育基本方針

2001年7月

日本国憲法は、基本的人権を保障し、いかなる社会的条件によっても、たとえば人種、信条、性別、社会的身分、門地によって差別されることなく法の下の平等を宣言している。

2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。

これは、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な基本計画をつくり、人権の擁護に資することを目的とする。この法律の背景には、多発している人権侵害の現状から、人権を尊重する教育及び人権思想を社会に広く普及させる緊急性の高まりがある。

人権は、すべての人が人間らしく生活する上で欠くことのできないものである。そして、人権がすべての人に保障されるためには、一人ひとりが自分自身をかけがえのない存在として大切に思えるようになること。同時に、他の人も同様にかけがえのない存在として尊重し認め合うことが必要である。

特に、乳幼児期は、人が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期にあり、この時期に一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長に極めて重要である。

このことから、三重県においても1990年（平成２年）に策定した「三重県同和保育基本方針」に基づき、県内すべての地域・家庭・保育所等において同和保育が推進されるよう、市町村及び関係諸団体と協力して同和保育行政を積極的に推進するため市町村に対する財政援助、保育関係職員の研修の充実と強化、保育条件の整備・充実などの諸施策を実施している。

しかしながら、歴史的背景をもった部落差別を始めとしたアイヌ・沖縄の人々への偏見や、子ども・女性・障害者・外国人・高齢者・ＨＩＶ感染者等への差別などが相次いで発生している。この背景には差別を容認する社会意識やしくみが依然として根強く残っている実態がある。そしてこのことが乳幼児の権利を著しく損ない、子どもへの虐待をひきおこしている。

このため、社会意識やしくみの変革こそが重要な課題であり、「人権が尊重される三重をつくる条例」によって、一人ひとりが差別の現実に深く学ぶとともに、自らの人権意識を高めることが大切である。

人権保育は、保育での子どもの人権を認め、望ましい未来を創り出す力の基礎を培うものである。一人ひとりの人格が尊重される集団のなかでこそ、子どもの感性が育まれ、能力や個性が発揮される。このことが、すべての子どもが将来にわたって相互信頼と連帯感に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重し合える人間として、また、異なる文化を持った人たちと共生できる人間として基本的人権を守り、差別のない明るい民主的な社会の形成者となりうるのである。

このための資質を乳幼児期から養い、乳幼児の人権を確立していくために、以下の基本方針のもと、人権保育が強力に推進されるよう、積極的に施策を行うものである。

１　人権保育は、日本国憲法及び「子どもの権利条約」の精神に基づき、「三重県同和保育基本方針」を核として、これを総合的に推進する。

２　子どもを権利の主体としてとらえ、一人ひとりの子どものちがいを認め、自立に向けての発達の要求に十分留意した保育がすべての保育所で行われるよう保育内容の充実に努める。

特に、家庭環境に対する配慮や地域・家庭との連携など、きめ細かな保育を必要とする子どもについては、その子の置かれた家庭・社会環境等の実態を十分に把握する。さらに保護者の理解と自覚を高めつつ、密接な連携のもと、子どもの健康、基本的生活習慣、社会性や言葉の発達など日常生活の基礎的事項について子どもか自立できるよう配慮した保育を支援する。

3　県は、すべての市町村で人権保育の推進を図るため、それぞれの市町村が人権保育に関する具体的な計画を策定するよう支援する。

4　すべての保育関係職員は、歴史的背景をもった部落差別を始めとしたアイヌ・沖縄の人々への偏見や、子ども・女性・障害者・外国人・高齢者・ＨＩＶ感染者等への差別などの人権問題についての正しい理解と認識をもち、人権保育を推進する。県は保育関係職員が差別に対して力量の向上と実践力を養い、自らが差別を認識して行動ができるようになるために研修に努められる環境形成と支援体制を助言する。また、人権保育を始めとした人権問題に対する深い認識と優れた資質を備えた人材の確保や人権保育を推進するための指導者の育成に努める。

5　県は、人権保育を進めるため、保育所・幼稚園・地域・家庭・学校・福祉に関する団体などと連携を密にし、共通の認識のもと、総合的な人権保育の推進が図れるよう条件整備に努める。